宮城県屋外広告物規制図

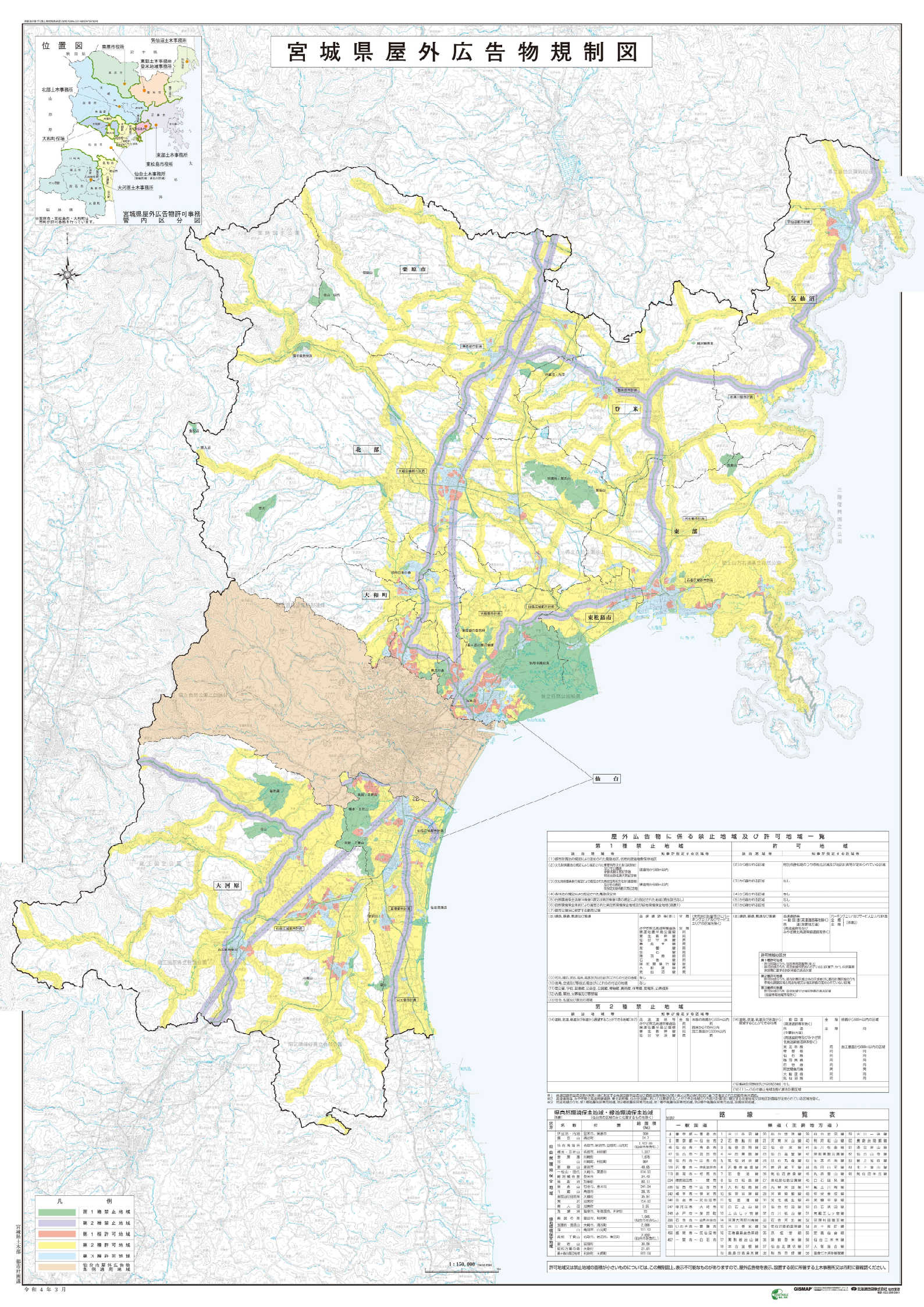

屋外広告物に係る禁止地域及び許可地域一覧

第１種禁止地域

該当地域等	知事が指定する区域等
(1)都市景観の観点により定められた風致地区、自然的景観育成保存地区	
(2)文化財保護法の規定により指定された史跡名勝天然記念物及び特別史跡名勝天然記念物並びに重要文化財、重要有形民俗文化財、重要伝統的建造物群保存地区	建造物から500m以内
(3)文化財保護条例の規定により指定された史跡名勝天然記念物及び重要文化財、重要有形民俗文化財、重要伝統的建造物群保存地区	建造物から500m以内
(4)海岸法の規定により指定された海岸保全区域	
(5)自然環境保全法第14条第1項又は第22条第1項の規定により指定された地域（特別地区）	
(6)自然環境保全条例により定められた自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（特別地区）	
(7)都市公園法に規定する都市公園	
(8)鉄道、軌道、軌道及び索道	品井沼駅、岩切駅、国府多賀城駅、東塩釜駅、本塩釜駅、東仙台駅、仙台駅、北仙台駅、北四番丁駅、東照宮駅、陸奥保春院前駅、愛宕駅、広瀬通駅、北山駅、青葉通一番町駅、勾当台公園駅、五橋駅、東北福祉大前駅、国見駅、東北学院大学駅、長町駅、太白駅、あすと長町駅、南仙台駅、増田駅、名取駅、美田園駅、閖上駅
	上記以外の鉄道沿いにおいて、インバウンド向けサービスエリアの区域を除く。
(9)河川、湖沼、河川、海岸及びこれらの区域のうちの次の地域	なし
(10)港湾、空港及び飛行場に接続されこれらの付近の地域	なし
(11)官公署、学校、図書館、公会堂、公園、博物館、美術館、体育館、劇場等、公共施設	
(12)古墳、墳丘、火葬墓及び葬祭場	
(13)住宅、宅地及び寄宿舎	

第２種禁止地域

該当地域等	知事が指定する区域等
(14)道路、鉄道、軌道及び索道から展望することができる地域（※2）	名取市役所、名取総合運動公園、閖上復興記念公園、東名運動公園、東仙台駅、仙台駅、本塩釜駅から500m以内の区域 道路から100m以内 国土基図から200m以内の区域

許可地域

該当地域等	知事が指定する区域等
(2)から除かれる区域	特別自然林80ヘクタ地域以区域及び地区指定周辺が定められている区域
(3)から除かれる区域	なし
(4)から除かれる区域	なし
(5)から除かれる区域	なし
(6)から除かれる区域	なし
(8)鉄道、軌道、軌道及び索道	品井沼駅、岩切駅、国府多賀城駅、東塩釜駅、本塩釜駅、東仙台駅、仙台駅、北仙台駅、北四番丁駅、東照宮駅、陸奥保春院前駅、愛宕駅、広瀬通駅、北山駅、青葉通一番町駅、勾当台公園駅、五橋駅、東北福祉大前駅、国見駅、東北学院大学駅、長町駅、太白駅、あすと長町駅、南仙台駅、増田駅、名取駅、美田園駅、閖上駅 一般国道（高速道路等除く） 県道（主要地方道） （県道総延長の1/2） ふやす県北高速幹線道路を除く。 インバウンドエリアなどサービスエリア（上り） （下り） （供給2）
(14)道路、鉄道、軌道及び索道から展望することができる地域	一般国道（高速道路等除く） 県道（中要幹方面） （県道総延長の1/2） 名取市役所 増田駅 仙台駅 陸奥保春院前駅 広瀬通駅 仙台駅 東仙台駅 名取総合運動公園 閖上復興記念公園 全線 道路から500m以内の区域 同 同 同